6. 損 益 計 算 書

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	平 成 22 年 度	平成23年度
科目	(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
	金額	金額
経 常 収 益	4, 795, 406	6, 081, 039
保険料等収入	3, 944, 640	5, 184, 075
保 険 料 再 保 收 入	3, 943, 298	5, 183, 163
資 産 運 用 収 益	1, 341 675, 715	911 695, 343
利息及び配当金等収入	536, 021	577, 023
預 貯 金 利 息	148	90
有 価 証 券 利 息・配 当 金	387, 706	432, 778
貸 付 金 利 息	105, 381	103, 015
不動産賃貸料	34, 089	31, 813
その他利息配当金 金銭の信託運用益	8, 695	9, 326
金 銭 の 信 託 連 用 益 有 価 証 券 売 却 益	2 74, 018	0 15, 357
有価証券償還益	——————————————————————————————————————	21
金融派生商品収益	65, 656	72, 353
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		5, 305
その他運用収益	16	3, 354
特別勘定資産運用益 その他経常収益	175 050	21, 926
年金特約取扱受入金	175, 050 18, 520	201, 620 18, 841
保険金据置受入金	146, 655	131, 636
支 払 備 金 戻 入 額		39, 647
退職給付引当金戻入額	3, 289	4, 496
その他の経常収益	6, 585	6, 998
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金	4 , 560 , 384 2, 206, 221	5 , 709 , 267 2, 277, 694
保険金金金	709, 777	699, 453
年金	446, 640	481, 112
給 付 金	492, 479	466, 427
解 約 返 戻 金	462, 020	447, 392
その他返戻金 再 保 険 料	91, 973	178, 789
責任準備金等繰入額	3, 330 1, 556, 297	4, 518 2, 702, 420
支払備金繰入額	24, 189	
責任準備金繰入額	1, 531, 307	2, 701, 874
社員配当金積立利息繰入額	799	546
資産運用費用	189, 104	110, 589
支 払 利 息 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	3, 297	3, 198 0
有 価 証 券 売 却 損	130, 164	66, 945
有 価 証 券 評 価 損	21, 292	18, 428
有 価 証 券 償 還 損	2, 451	2, 072
為替差損	580	447
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 賃貸用不動産等減価償却費	532 10, 481	10, 120
その他運用費用	10, 481	10, 139 9, 357
特別勘定資産運用損	9, 875	
事業業費	375, 541	399, 746
その他経常費用	233, 218	218, 816
保険金据置支払金	179, 035	160, 622
税 金 減 価 償 却 費	26, 574 22, 770	31, 818 21, 531
その他の経常費用	4, 838	4, 844
経 常 利 益	235, 022	371, 772
特別 利益	1, 588	950
固定資産等処分益 特別 損失	1, 588 84, 514	950 46, 277
固定資産等処分損	14, 415	11, 412
減損損失	9, 322	24, 527
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	670	1
価格変動準備金繰入額 不動産圧縮損	57, 433	8, 629
不 動 産 圧 縮 損 社会厚生事業増進助成金	552	474 553
その他特別損失	2, 119	678
税引前当期純剰余	152, 096	326, 446
法人税及び住民税	19, 627	37, 532
法	△7, 285 12, 341	116, 905 154, 438
法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余	12, 341 139, 754	154, 438 172, 007
— 771 何°C 介3 水	100, 107	114,001

- 1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の 年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

- 4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - 建物
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。
 - 建物以外
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
- 5. 外貨建資産・負債 (子会社株式及び関連会社株式は除く) は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- 6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債

権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査 部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額 は111百万円であります。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準 (「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高 はありません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。

- 9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、主に、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
- 11. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、 業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年9月3日日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

- 13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの(平成19年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積立て)が含まれております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等の うち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものに ついては、発生年度に費用処理しております。

- 15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により 行っております。
- 16. 当年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適用しております。また、保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。
- (2) 基金等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。
- 17. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式、投資信託および組合出資金等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産または保険負債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利 スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

借入金は、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理分科委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議(経営会議)等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
現金及び預貯金	208, 501	208, 501	-
その他有価証券(譲渡性預金)	21, 999	21, 999	_
買入金銭債権	243, 976	256, 208	12, 232
満期保有目的の債券	213, 307	225, 539	12, 232
その他有価証券	30, 669	30, 669	_
有価証券	21, 175, 025	21, 478, 667	303, 642
売買目的有価証券	663, 744	663, 744	-
満期保有目的の債券	6, 151, 669	6, 455, 311	303, 642
その他有価証券	14, 359, 611	14, 359, 611	_
貸付金	4, 967, 486	5, 119, 135	151, 648
保険約款貸付	332, 203	332, 203	-
一般貸付	4, 635, 283	4, 786, 931	151, 648
貸倒引当金(*1)	△7,810	_	-
	4, 959, 676	5, 119, 135	159, 458
債券貸借取引受入担保金	368, 081	368, 081	_
借入金	100,000	100,000	_
金融派生商品(*2)	(9, 328)	(9, 328)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(9, 335)	(9, 335)	_

- (*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

① 現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

② 買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、主に、取引相手先から入手した、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された価額を時価としております。

なお、一部の劣後信託受益権については、将来キャッシュ・フローの算定が難しいなど時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしておらず、買入金銭債権に含めておりません。当該信託受益権の当年度末における貸借対照表価額は、25, 124百万円であります。

③ 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記 以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,047,158百万円(うち子会社株式及び関連会社株式139,914百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について295百万円減損処理を行っております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

① 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価と しております。

② 借入金

借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

• 金融派生商品

- ① 株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。
- ② 外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価によっております。
- ③ 金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、 その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は32,443百万円であります。
- ② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表	時価	差額
		計上額		
時価が貸借対照表計上	①国債·地方債等	5, 461, 367	5, 739, 249	277, 882
額を超えるもの	②社債	527, 745	554, 539	26, 793
	③その他	295, 130	309, 140	14, 009
	合計	6, 284, 244	6, 602, 929	318, 685
時価が貸借対照表計上	①国債·地方債等	40, 039	39, 180	△858
額を超えないもの	②社債	8,874	8,610	△263
	③その他	31, 818	30, 131	△1,687
	合計	80, 732	77, 922	△2,810

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ その他有価証券の当年度中の売却額は1,534,167百万円であり、売却益の合計額は15,357百万円、売 却損の合計額は67,294百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原 価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表	差額
		または	計上額	
		償却原価		
貸借対照表計上額が取	(1)株式	1, 216, 165	1, 930, 288	714, 122
得原価または償却原価	(2)債券	8, 580, 228	9, 021, 013	440, 785
を超えるもの	①国債·地方債等	7, 691, 168	8, 097, 351	406, 182
	②社債	889, 059	923, 662	34, 602
	(3)その他	2, 130, 365	2, 275, 899	145, 533
	合計	11, 926, 759	13, 227, 200	1, 300, 441
貸借対照表計上額が取	(1)株式	509, 490	467, 866	△41,623
得原価または償却原価	(2)債券	110, 719	109, 320	△1,398
を超えないもの	①国債・地方債等	56, 646	56, 641	△5
	②社債	54, 073	52, 679	△1,393
	(3)その他	671, 445	607, 891	△63, 553
	合計	1, 291, 655	1, 185, 079	△106, 575

- (*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。
- ④ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について18,133百万円減損処理を行っております。
- (注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10 年超
預貯金	207, 906	-	-	-	-	
買入金銭債権	-	_	2, 006	-	-	241, 969
貸付金(*)	569, 968	1, 005, 399	943, 876	625, 007	642, 914	844, 942
有価証券						
満期保有目的	579, 627	0E1 04E	401 101	990 E17	E40, 226	2 260 240
の債券	519, 621	951, 845	421, 101	289, 517	540, 326	3, 369, 249
その他有価証						
券のうち満期	102, 563	288, 540	351, 031	907, 080	1, 448, 634	8, 809, 051
があるもの						
合計	1, 460, 066	2, 245, 786	1, 718, 016	1, 821, 606	2, 631, 875	13, 265, 212

- (*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない 486 百万円は含めておりません。
- (*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。
- (注4) 債券貸借取引受入担保金および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
債券貸借取引	368, 081	_				
受入担保金	300, 001		_			_
借入金	-	ı	-	ı	100,000	_
合計	368, 081	=	=	-	100, 000	-

- 18. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は577,404百万円、時価は605,400百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。
- 19. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、24,067百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は9百万円、延滞債権額は3,757百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額20百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20,300百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

- 20. 有形固定資産の減価償却累計額は、427,817百万円であります。
- 21. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、712,519百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。
- 22. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、918,800百万円であります。
- 23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,567百万円、金銭債務の総額は、3,987百万円であります。
- 24. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
- 25. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高318,003百万円前期剰余金よりの繰入額118,365百万円当期社員配当金支払額140,717百万円利息による増加等602百万円当期末現在高296,253百万円

- 26.保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
- 27. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,536百万円であります。
- 28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、927,930百万円であります。
- 29. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、15,241百万円であります。

- 30. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 31. 外貨建資産の額は、2,866,487百万円であります。

(主な外貨額 29,877百万米ドル、1,991百万ユーロ)

外貨建負債の額は、3,725百万円であります。

(主な外貨額 30百万ユーロ、1百万米ドル)

32. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は48,862百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

- 33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△343,932百万円
口. 年金資産	295,977百万円
うち退職給付信託	131,911百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△47,954百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	129,257百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△7,302百万円
へ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	73,999百万円
ト. 前払年金費用	73,999百万円

チ. 退職給付引当金(ヘート)

ホ. 過去勤務債務の額の処理年数

(2) 退職給付債務等の計算基礎

还相	や「大大」とは、「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大						
イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準					
□.	割引率	2.0%					
ハ.	期待運用収益率						
	確定給付企業年金	3.0%					
	退職給付信託	0.0%					
二.	数理計算上の差異の処理年数	10年					

- 34. 子会社等の株式等は、145,471百万円であります。
- 35. 繰延税金資産の総額は、520,804百万円、繰延税金負債の総額は、373,828百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,855百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金344,122百万円および価格変動準備金77,145百万円であります。

10年

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額338,402百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正に係る26.23%および社員配当準備金に係る $\Delta14.45\%$ であります。

なお、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.15%は、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%にそれぞれ変更されております。

この変更により、当年度末における繰延税金資産は20,412百万円、再評価に係る繰延税金負債は16,247百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は85,616百万円増加しております。

36. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は32百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は1,966百万円であります。

注記事項

(損益計算書関係)

平成23年度

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

- 1. 子会社等との取引による収益の総額は、4,483百万円、費用の総額は、27,890百万円であります。
- 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 10, 387 百万円、株式等 4, 854 百万円、外国証券 115 百万円であります。

有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券171百万円、株式等4,472百万円、外国証券62,031百万円であります。

有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券1,233百万円、株式等16,951百万円であります。

- 3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は7百万円、責任準備金繰入額の計算上、 足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は1,474百万円であります。
- 4. 「金融派生商品収益」には、評価益が38,242百万円含まれております。
- 5. 退職給付費用の総額は、20,370百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ. 勤務費用
ロ. 利息費用
フ,118百万円
ハ. 期待運用収益
二. 数理計算上の差異の費用処理額
ホ. 過去勤務債務の費用処理額
ヘ. その他
10,994百万円
カ(1)10万円
人2,868百万円
1百万円

- 6. その他特別損失は、東日本大震災に伴う復旧費用等であります。
- 7. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、 保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減	損 損 失 (百万円))
		土 地	建物	計
賃貸不動産等	4件	7 1 7	1,121	1,839
遊休不動産等	6 6 件	3,301	19,386	22,688
合 計	70件	4,019	20,508	24,527

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については 正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.35%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。